

史跡、熱塩加納村指定名勝又は熱塩加納村指定天然記念物（以下「村指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

第三十一条 教育委員会は、村の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできな
いもの（法第八十三条の七第一項及び県条例第二十八条の二第一項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち村として保存の措置を講ずる必要があるものを熱塩加納村選定保存技術（以下「村選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をしようとするときは、当該選定に係る保存技術の保持者又は保存団体（村選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならぬ。

第三十四条 村は、村指定重要文化財、村指定重要無形文化財、村指定重要有形民俗文化財、村指定重要無形民俗文化財又は村指定史跡名勝天然記念物（以下「村指定文化財」と総称する。）の所有者、保持者、保持団体その他保存に当たることを適当と認める者（第三十六条において「所有者等」という。）又は村選定保存技術の保持者若しくは保存団体に対し、予算の範囲内において、当

該村指定文化財の管理、修理、公開その他その保存に要する経費の一部又は村選定保存技術の保存に要する経費の一部を補助することができる。

第三十七条 教育委員会は、村指定文化財の所有者等又は村選定保存技術の保持者若しくは保存団体に対し、当該村指定文化財又は村選定保存技術の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

○熱塩加納村文化財保護審議会条例

（昭和五十三年三月十七日条例第九号）

（設置）

第一条 熱塩加納村教育委員会（以下「教育委員会」という。）に熱塩加納村文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

（組織）

第三条 審議会は、委員五人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審